役員報酬規程

定款第9条および第14条の規定に従い、役員および評議員の報酬については当面次の通りとする。

１　役員および評議員には原則報酬を支払わない。報酬を支払う必要がある場合には理事会および評議員会の議決を要する。

２　活動にかかる実費の弁償の範囲については会長が判断し決定する。

以上

制定　平成27年3月18日